

令和2年2月10日

第23回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和2年2月10日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年2月10日（月曜日） 午後1時53分

4. 議案

- 議案第115号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第116号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第117号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第118号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第119号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
 議案第120号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- 報告第77号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第78号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第79号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第80号 青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第7条の規定に基づく報告について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志
8 番 窪 寺 洋 志	10 番 齊 藤 光 朗	11 番 佐 藤 紘 一
12 番 澤 田 今日一	13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ
15 番 西 澤 清 光	16 番 西 塚 伸	17 番 福 士 修 身
18 番 福 田 公 夫	19 番 安 田 昌 樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9 番 高 坂 繁 光		
-------------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 工 藤 努	2 番 澤 田 秀 一	3 番 工 藤 榮
4 番 工 藤 隆 正	5 番 木 立 忠 徳	6 番 風 晴 繁 雄
7 番 山 内 洋 一	8 番 山 田 正 樹	11 番 小 泉 作 郎
12 番 芥 藤 直 美	13 番 石 川 正 光	14 番 豊 川 明 子
15 番 野 呂 正 幸	16 番 天 内 輝 明	17 番 三 上 紘 史
18 番 出 町 鉄 昭	19 番 成 田 貴 吉	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

9番 木立 れい子	10番 佐藤 量一	
-----------	-----------	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三上 正俊	事務局 次長	竹内 芳
浪岡分室 長	坂本 公平	主 幹	堀内 和之
主 幹	櫻田 正	主 査	福士 和年
主 査	佐々木 伸哉	主 査	工藤 武
主 事	雪田 幸誠		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、第23回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

それでは初めに、出席状況の報告に入る前に、去る2月3日にお亡くなりになりました、鎌田政永委員のご冥福を皆様でお祈りするため、黙祷をいたしたいと存じます。それでは皆様、ご起立をお願いいたします。それでは、黙とう。

(黙とう)

○事務局次長

はい、黙とうを終わります。ご着席をお願いいたします。次に出席状況の報告に際しまして、青森市農業委員会の農業委員数についてご報告いたしたいと思えます。

お亡くなりになりました鎌田政永委員の欠員補充、これは無いものとなっております。このため、故鎌田委員の議席番号6番は欠番となりまして、農業委員の数は18名ということになります。従いまして今回の月例総会の出席状況につきましては、農業委員18名中、17名が出席しております。なお、推進委員の方は、17名が出席しております。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本

総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。16番西塚伸委員、17番福士修身委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、両委員をお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまより議案審議に入ります。議案第115号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が11件、賃借権設定が4件及び使用貸借権設定が1件、合計16件となっております。個別の内容につきましては、議案書の2ページから6ページに記載しております。それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。

まず、所有権130でございますが、こちらは、自作地拡張のために売買の申出をした受人へ売

却するものです。

次に、所有権 131 及び 132 は、労力不足のため、自作地を拡張したい又は経営規模拡大のため受人へ売却するものです。

次に、所有権 133 ですが、こちらは、経営規模拡大のために売買の申出をした受人へ売却するものです。

次に、所有権 134 から 137 までですが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい受人へ売却するものです。

次に、所有権 138 及び 139 ですが、こちらは、親子間の贈与です。

次に、所有権 140 でございますが、労力不足のため、経営規模を拡大したい受人へ売却するものです。

次に、賃借権 142 から 145 まででございますが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい受人へ賃借するものです。

最後に、使用貸借権 18 ですが、親子間の使用貸借となります。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付しております「調査書」等のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、3 ページ目の所有権移転の申請番号 135 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（大柳壽憲委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、所有権移転の申請番号 135 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

所有権移転の申請番号 135 番について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。大柳壽憲委員を入場させてください。

（大柳壽憲委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、6 ページ目の使用貸借権の申請番号 18 番の審議を行うにあたり、鎌田清勝委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（鎌田清勝委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより使用貸借権の申請番号 18 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

貸借権の申請番号 18 番について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。鎌田清勝委員を入場させてください。

（鎌田清勝委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事参与制限があった所有権移転の申請番号 135 番及び貸借権の申請番号 18 番を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

議事参与制限があった所有権移転の申請番号 135 番及び賃借権の申請番号 18 番を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 116 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 3 件となっております。青森地区の市街化調整区域における申請が 2 件、浪岡地区の非線引都市計画区域内における申請が 1 件となっております。

それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づきまして説明させていただきます。まず、はじめに申請番号 45 番と 46 番における転用農地は隣り合った位置でございますので、一体で説明いたします。右上に議案第 116 号関係資料 1 と記載している資料をご覧ください。申請番号 45 番・46 番、案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が農地区分判断図、3 ページ及び 4 ページ目が許可申請書、5 ページ目が案内図、6 ページ目が土地利用計画図等、7 ページ及び 8 ページ目が法務局にある地図、9 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。10 ページ及び 11 ページ目が土地の登記簿謄本、12 ページから 14 ページ目が法人の登記簿謄本、15 ページ目が法定外公共物占用等許可申請書の写しとなっております。占用等許可申請は今年の 1 月 24 日にて申請済でございます。

議案第 116 号関係資料 1 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、浜館支所の周囲おおむね 300m 以内の区域及びおおむね 500m 以内の区域にある農地であるため、第 2 種農地及び第 3 種農地に判断されます。第 3 種農地は許可できるものとされてい

る一方、第2種農地は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することはできないものとされています。このことについては、学校からのある程度の近接性や大通りに面している等によりこの農地を選定したわけですが、たまたまその農地が第3種農地と第2種農地にまたがっていた、そして第3種農地だけではテニスコートの敷地はどうしても足りず、隣にあります第2種農地の部分が必要であり、他の土地ではこのテニスコートを造るができないということが明らかであります。このことから、基準を満たすものと考えられます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

次に、右上に議案第116号 関係資料2と記載している資料をご覧ください。申請番号47番、案内略図②と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が都市計画図兼案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、これは分譲計画案となっております。6ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。7ページ及び8ページ目が土地の登記簿謄本、9ページから10ページ目が法人の登記簿謄本となっております。

議案第116号関係資料2と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみましました本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、都市計画法上の用途地域、これは第1種住居地域というものでございますが、この中にありますため、第3種農地に判断されます。第3種農地は許可できるものとされております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ご

ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、そのように決定します。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第 117 号、118 号及び 119 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、説明をお願いします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が 6 件、利用権設定が 10 件の合計 16 件であり、集積計画の面積は、所有権移転が 50,569 m²、これは約 5.1 ヘクタールとなります。利用権設定が 77,876 m²、約 7.8 ヘクタールとなっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 8 ページから 9 ページ、利用権設定の案が 10 ページから 15 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、11 ページから 15 ページの議案第 118 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画(案)の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。

また、16 ページの議案第 119 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められております。件数は 1 件、面積は 2,842 m²、約 0.3 ヘクタールとなっております。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載しております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
無いようですので、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第 120 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局
本案につきましては、担当課の農業政策課から農業振興地域整備計画の変更について説明がございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
それでは農業政策課の職員を入場させてください。

(農業政策課 森内晴也技師、吉田真知子技師 入場・着席)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
それでは、まず自己紹介をしていただいて、青森農業振興地域整備計画の変更案の説明をお願いいたします。

(自己紹介)

○農業政策課 吉田真知子技師
よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。今回ですね、資料が2つ。1つはちょっと薄めの方ですね。農業振興地域整備計画の変更案。もう一つが変更案の資料ということで①から⑥までのインデックスがついているものになっております。まずですね、資料を1枚めくっ

ジが航空写真、現況写真、①④⑤が航空写真でして、黄色い図面と同じように編入する部分オレンジに囲っています。除外する部分も紫になっている箇所 4 か所となっております。一旦、荒川中部はここまでとなっております。

○事務局

一旦、荒川中部の説明については以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま農業政策課が行った説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、農業政策課が行った説明した件について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なしの声）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

では、次の地区について説明をお願いいたします。

○農業政策課 吉田真知子技師

では、続きまして黄色い方の図面ですね。もう 1 枚めくって頂きまして、農業振興地域整備計画の 2 枚目、ここが上野地区のほ場整備の実施区域周辺の土地利用計画図となっております。先程の荒川中部地区と同様にですね、オレンジ色で囲っている部分がほ場整備の区域内で今農振農用地に入っていないところですので、その部分を農用地区域に編入するものとなっております。資料のインデックス②とついた部分を見て頂きまして、今回の農用地区域への編入ですが、申出者は上野地区のほ場整備事業組合となっております。上野地区のほ場整備実施区域のうち農用地区域外の土地 123 筆を農用地区域に編入します。もう 1 枚めくって頂いて、先程と同様に、位置図、計画、概要図、案内図さらにもう 1 枚めくって頂くと換地図ということで、ほ場整備した後の予定の図面と最後、航空写真ということでオレンジに囲っている部分を農用地区域に編入

することになります。上野地区に関しては以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま農業政策課が行った説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、農業政策課が説明した件について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

では、次の地区について説明をお願いします。

○農業政策課 吉田真知子技師

では、続きまして三本木・滝沢地区のほ場整備の関係について説明しますので、黄色の図面1枚めくって頂きまして、横向きになりますけれども、このうち三本木・滝沢地区のほ場整備に関係ある部分はオレンジの枠で囲ってある部分、大きく4か所になります。資料のインデックスの③番を見て頂きまして、農用地区域への編入ということで、申出者は三本木・滝沢地区のほ場整備事業組合となっております。三本木・滝沢地区ですね、令和2年なので来年度4月以降、ほ場整備を実施する予定となっております、その実施予定地のうち、農用地区域に今入っていない部分、合計10筆を農用地区域内に編入するものとなっております。1枚めくって頂きまして、三本木・滝沢地区のほ場整備の実施個所の位置図、平面図、案内図、もう1枚めくって頂いて計画の平面図と航空写真となっております。三本木・滝沢地区についての説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、当該地区についての審議を行うにあたり、堤武久委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(堤武久委員 退席)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

先ほど農業政策課が行った説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。
質問・意見がある委員はございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、それでは、農業政策課が行った説明内容について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定します。堤武久委員を入場させてください。

(堤武久委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

では、次の案件について説明をお願いいたします。

○農業政策課 吉田真知子技師

では、最後にですね、インデックスの6番、株式会社やましめからの申し出による農用地区域からの除外について説明させていただきます。変更案の方、黄色い図面を見て頂いている中の左上の方で紫色の点々で四角く囲っている中に小さく紫で囲っている部分があります。ほ場整備の予定地と県道を挟んで、北側にある部分です。もう1枚めくって頂きますと拡大図がありますので、こちらをご覧になりながらお願い致します。今回の変更の場所が●●●●●●●●●●で、面積自体は1,223㎡あるのですが、そのうち871.70㎡を農用地区域から除外するものです。申出者ですが、青森市内で精肉製品の卸の小売業や食肉加工業を営んでいます。本社の敷地が今回申出のあった●●●●●の西側、左側隣の薄く黄緑色で塗っている場所ですが、177番が本社の主な敷地になっております。この土地の選定理由ですが、事業拡大によってですね、従業員とか業務用の車両が増加していきまして、敷地内での交通に支障が出ている状況で新たに駐車場をつくらないといけないということでもあります。その為、近隣で利用可能な土地を選定したのですが、農用地区域内でしか事業に使える土地が選定できなかったということで今

回の土地を選定しております。土地利用計画図については、インデックスついた⑥番を1枚めくって頂いて、位置図、案内図の次ですね、土地利用計画図となっております。現在ですね、既存の敷地177番5の中に従業員用駐車場と一時的に業務用の車両を置いていたりするのですが、その部分の東側に新しく駐車場を新設して従業員用の駐車場全て、そちら側に22台分を移動させまして、現在従業員用に既存敷地の中で使っている駐車場などは、来賓用の駐車場や業務用の車両を一時的に置くような場所として利用する計画となっております。土地利用計画図1枚めくって頂きますと、現況写真ということで、現在、低木や草が生い茂っているような状況となっております。⑥番の説明は農業政策課からは以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま農業政策課が行った説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見がある委員はいませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、次に農用地区域から除外後の農地の農地転用基準について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

説明させていただきます。まず初めに、農業振興地域整備計画変更（除外）案件説明のタイトルで議案第120号関係資料というものをご覧ください。関係資料には変更箇所、申出者、変更理由、変更概要この4つが書いております。それについては記載の通りでございます。

そして、次に許可基準にあげた本案件の判断についてでございます。立地基準としては第1種農地と判断されます。理由としましては、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断されます。これは、県道南側に広がる一団の農地との一体性から判断されるものでございます。当該申請地は第1種農地であるため、農地転用は原則不許可でございますが、第1種農地は例外的に許可できる規定がございまして、既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。そうした場合は許可できるものとされております。今回の転用は既存敷地が1,817㎡あることに対しまして、拡張しようとする敷地面積が871.70㎡でありますことから2分の1を超えないものであり、この規定に該当するものと判断したものでございます。

次に一般基準でございますが、ここに記載しているとおり①から⑦までの項目につきましては事務局で申請内容等を精査致しまして、問題ないものと考えてございます。事務局の説明は以上でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局が行った説明内容について、質問・意見のある委員はございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、それでは、農業政策課及び事務局が行った説明した件について、ご異議ございませんか。

○7番（山内洋一推進委員）

山内です。お聞きしますけど、この中で農地造成と基盤整備とあるけど、どういう違いがあるの。

○農業政策課 吉田真知子技師

計画変更案の1枚目の計画書の中の一番下の方ですね。荒川地区、事業の種類は場整備となっていて、東岳地域が農地造成となっている件についてですね。こちらのミスでして、（正しくは）両方は場整備になります。東岳地区もほ場整備で。農地造成ではなくて、ほ場整備。申し訳ございません。事業の種類ですね。

○7番（山内洋一推進委員）

荒川地区の畑地造成、野菜と書いて40ヘクタールとありますけれど、これはどういう意味ですか。

○農業政策課 吉田真知子技師

すみません。これですね、載せたのは昭和50何年でしたっけ、事業ができて。これだいぶ前に終わった事業で、ちょっとここ農地造成、畑地造成と今行っている事業の詳細については調べてみないとお答えできないです。

○7番（山内洋一推進委員）

東岳地区にも農地造成やっていますね。同じく。これは今やっても、野菜とはどういう意味なのですか。

○農業政策課 吉田真知子技師

こちらにも農業振興整備計画、あくまでも計画書なので、これから行おうとしている土地の改良事業ではあるのですが、荒川地区と東岳地区に関しては昭和56年に一番初めに計画書作って事

業やりましようと言ってから、けっこう長い間見直ししていないので、今載っているⅠの1とかⅡの1はかなり昔にもう事業完了してしまっているものなので、こういった事業の中身だったかは当時の資料を確認してみないと今説明できる資料が手元に無いので申し訳ないですけれども後日の回答になります。

○7番（山内洋一推進委員）

今の計画ではないの。

○農業政策課 吉田真知子技師

だいぶ昔に終わってしまっているの、これからやる予定なのは、「新」と書いてある下半分だけになります。

○7番（山内洋一推進委員）

はい、すみません。わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。はい、福士委員。

○17番（福士修身委員）

17番福士でございます。先程、山内さんの方から質問ございましたけれども、事務局にお尋ねいたします。今日の総会で意見とか質問、推進委員の山内さんからありましたけれども、これはどうなのですか。委員会の総会ですので、推進委員に質問して説明するって事は可能なのですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局次長

今のご質問についてなのですけれども、推進委員の部分につきましては、最後の議案の議決の方には加わることはできません。ただ、今のご質問の部分については可能と理解しています。

○17番（福士修身委員）

そうすれば、今日みたいな審議は質問ご意見、それはいいということですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局次長

先程、再度の回答となりますけれども、最後の議案の議決については、推進委員は加わることは出来ませんが、その前の部分については、ご同席して頂いている関係上、また会議の規則の方でも質問等の部分については出来ることになっております。

○17番（福士修身委員）

では、採決だけがだめだという。

○事務局次長

そのような形になっております。よろしいでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

今の福士委員のも議長として質問という形で、ただ受けさせて頂きましたので、了承よろしく願います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。無いようですので、それでは農業政策課および事務局が行った説明についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。農業政策課さんお疲れ様でした。

（農業政策課 森内晴也技師、吉田真知子技師 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に報告第77号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で1件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第7条第1項第6号の規定に基づき、受理通知書交付済みです。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 78 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 4 件となっております。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承よろしくをお願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 79 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 12 件です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 80 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

1月15日に行われました農地利用最適化ブロック部会において全ブロックで共有すべき内容と判断された、今年度の非農地判断方針につきまして、農地利用最適化協議会で全体方針が確認されたものです。この全体方針に基づき、各地区の非農地候補地について内容を整理いたし、委員の皆様には3月の月例総会の議案で非農地判定をご審議頂く流れとなります。事務局からの報告は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他に何かありますか。

（次回の月例総会は3月10日（火）午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、第23回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。